

令和9年度からの特定教育・保育施設等の移行等に必要な手続等について(令和8年度手続等)募集概要

(1) 移行・認可

分類		必要な手続	スケジュール			8月下旬	10月下旬	令和9年 4月1日
			提出期限					
			通知日～ 令和8年6月5日(金)	7月3日(金) (書類提出締切り)	7月16日(木) (書類提出締切り)			
			・認可(認定)添付書類※ ・確認申請の添付書類※ ※ 事前協議に係るもののみ	・認可(認定)申請書 ・認可(認定)添付書類※ ※ 修正、差替え等後の完成書類	・確認申請書 ・確認申請の添付書類※ ※ 修正、差替え等後の完成書類			
移行	幼保連携型 認定こども園	認可・確認	○	○	○	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援会議 保育所・幼稚園等部会	認可(定)内定 ・ 利用定員 決定	認可 ・ 確認 移行
	幼保連携型以外の 認定こども園	認定・確認	○	○	○			
	新制度の幼稚園 (幼稚園(私学助成)のみ)	確認	○ 一部添付書類のみ	-	○			
開設	こども誰でも通園制度	認可・確認	○	○	○			

(2) 定員変更

分類		必要な手続	スケジュール			10月下旬	令和9年 4月1日
			提出期限				
			令和8年7月6日(月)～ 令和8年8月7日(金)	9月4日(金) (書類提出締切り)	9月18日(金) (書類提出締切り)		
			・認可(認定)添付書類※ ・確認申請の添付書類※ ※ 事前協議に係るもののみ	・認可(認定)申請書 ・認可(認定)添付書類※ ※ 修正、差替え等後の完成書類	・確認申請書 ・確認申請の添付書類※ ※ 修正、差替え等後の完成書類		
変更	定員変更(定員増)	変更(認可・ 認定・確認)	○	○	○	利用定員決定	定員変更
	定員変更(定員減)	変更(認可・ 認定・確認)	○	○	○		

【注意事項】

- 1 施設類型の変更がなく、定員の増減を行わない場合(保育所 → 保育所(定員変更なし)等)、手続は不要です。
- 2 令和9年度からの移行・変更に伴う施設整備に対する助成はありません。
- 3 令和9年4月1日からの開設・移行・変更に限ります。
- 4 書類提出締切り(修正、差替え等後の完成書類)を過ぎた場合は、受理いたしかねますので注意してください。

申請対象

<p>幼保連携型認定こども園 (移行)</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項に規定する基準を満たすほか、次を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人又は学校法人が設置する施設 ・ 保育所又は幼稚園の認可を受けている施設 ・ 0歳の定員を6人以上を設定
<p>幼保連携型以外の 認定こども園 (移行)</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項に規定する基準を満たすほか、次を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所又は幼稚園の認可を受けている施設
<p>こども誰でも通園制度 (開設)</p>	<p>こども誰でも通園制度を実施する施設</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育所 (2) 幼稚園 ※1 (3) 認定こども園 (4) 地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業) (5) 認可外保育施設(企業主導型保育事業所を含む)(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること) (6) 地域子育て支援拠点 (7) 児童発達支援センター (8) 障害児通所支援事業 (9) その他市長が適当と認める施設 ※2 <p>※1 幼稚園については、私学助成を含め、施設型給付を受ける園であるかどうかを問いません。 ※2 駅前等の利便性の高い場所や空き店舗など市が適切に事業を実施できると認めた場所を示すものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳の定員を1人以上を設定 ※ 余裕活用型で実施を希望する場合は、令和8年4月1日時点で、0歳の入所者数が利用定員を下回っている施設を対象とします。